

整理番号	20	作成日	平成 18 年 6 月 20 日
事業名	福祉タクシー事業		
所属名	福祉部 障害者福祉課 自立援助係	電話番号	(03) 5662-0062 (直通)

事業の目的・概要・対象者等	<p>《事業の目的及び概要》</p> <p>車椅子などを使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ敏速に営むために、区が委託したタクシーの乗車料金の一部を補助することにより福祉の向上に寄与しています。</p>	<p>《事業の開始年度》 昭和52年度</p>
	<p>対象者 【平成17年度末現在】 【月6,000円分のタクシー券を助成】</p> <p>6,255人 《対象者は、増加傾向にある。》</p> <p>身体障害者手帳1～3級の下肢または体幹機能障害の方 身体障害者手帳1～2級の視覚障害の方 身体障害者手帳1級の内部障害の方または呼吸器障害3級の方で外出時携帯酸素を利用する方 愛の手帳1～2度の方 特養ケアセンター、または保健所、保健センター若しくは保健相談所または、病院へのリハビリ通所者で 施設長が と同等程度の障害があると認めたもの</p>	

活動指標	<p>活動指標 → 登録者数</p>
	<p>17年度 6,255人 (16年度 6,071人)</p>

成果・目標指標	<p>成果・目標指標 → 制度利用率(交付者数 / 登録者数)</p>
	<p>17年度 100% 20年度目標 100%</p> <p>重度の障害者にとって、通院等日常生活を営むうえで、タクシーを利用する機会も多く経済的、精神的負担の軽減につながっている。 社会参加促進事業として、継続していきます。</p>

経費の概要	<p>17年度事業実施経費 346,998千円</p> <p>内訳 ↓</p> <p>1人あたりの経費は、年間約55,475円です。</p>	<p>経費の説明</p> <p>17年度決算額を計上しました。主な経費は、扶助費です。 印刷製本費 6,834,345円 (申請はがき、点字案内文等印刷経費) 役務費 2,016,679円 (郵送料、使用済みタクシー券処分経費) 委託料 618,652円 (封入封緘委託費) 扶助費 332,531,385円</p>				
	<p>【人件費と担当職員数】</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 常勤職員</td> <td>0.6人</td> </tr> <tr> <td>イ 非常勤職員</td> <td>0.0人</td> </tr> <tr> <td>ウ 臨時職員</td> <td>0.0人</td> </tr> </table> <p>4,996千円</p>		ア 常勤職員	0.6人	イ 非常勤職員	0.0人
ア 常勤職員	0.6人					
イ 非常勤職員	0.0人					
ウ 臨時職員	0.0人					

その他	<p>《実施の根拠となる法令等》</p> <p>江戸川区福祉タクシー事業要綱</p>
	<p>《民間委託やボランティアなどとの協働の状況》</p>
	<p>《その他》</p> <p>障害者が社会生活を営むには、車は必要な要素です。今後も登録者数、契約タクシー会社は増加傾向です。 契約タクシー会社との協議により事務手数料の改正、また対象者の等級変更を行ってきました。 事務手数料の改正 事業発足当初10% 現在、事業者により、3%又は0% 平成14年4月1日対象者等級変更 下肢・体幹4級から3級</p>

平成18年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

整理番号	20	事業名	福祉タクシー事業
-------------	----	------------	----------

所属名	福祉部 障害者福祉課 自立援助係
------------	------------------

所管課長評価

そう思う ↔ そう思わない

	評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
	【必要性】							
1	公費を投じて実施すべき事業である。	5						
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。	4						
	【有効性】							
3	目的を果たすために有効な事業である。	5						
4	成果が上がっている。	5						
	【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。	4						
6	受益者負担の額は適切である。	4						
	【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用の可能性がある。	3						
8	民間事業者への委託等の可能性がある。	3						
	【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。	4						
10	経費を削減できる可能性がある。	4						

所管部長の意見等

障害者が健常者と同様に社会生活を営むことができるよう支援することは重要です。
 福祉タクシー券の給付により、障害者の外出機会を促進し、生きがいを持って生活していただけるよう、今後もこの事業を継続する必要があります。
 一方、所得制限の導入など検討すべきと考えます。

平成18年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

整理番号	20	事業名	福祉タクシー事業
------	----	-----	----------

所属名	福祉部 障害者福祉課 自立援助係
-----	------------------

外部評価委員評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性】							
1	公費を投じて実施すべき事業である。		4				
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。			3			
【有効性】							
3	目的を果たすために有効な事業である。		4				
4	成果が上がっている。		4				
【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。		4				
6	受益者負担の額は適切である。		4				
【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用の可能性がある。			3			
8	民間事業者への委託等の可能性がある。		4				
【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。			3			
10	経費を削減できる可能性がある。				2		

外部評価委員の意見

障害があることは、生活上制限されることが多いと思うので、継続の必要がある。
経費としては大きな額であるが、公でないといけない事業である。

評価欄の数字は、各項目の評価点です。